

まちづくりの原動力 それはみんなの参加から

高森町まちづくり基本条例は、「町民が主役のまちづくり」を実現するために、まちづくりの基本的な事項や、町民や行政、議会の役割など、まちづくりのあり方を定める条例です。

第13条では、町内に居住する町民の自治組織への参画と、自治組織の役割等について定めています。今日のまちづくりへの参画の基盤であり、自主的な住民自治の基盤たる各地域の自治組織へ加入し、みんなで住みよい地域社会を目指そうとするものです。

高森町まちづくり基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、町民一人ひとりの意思や行動がつながり、今まで培ってきた自治の取組を拡充させ、誇りを持って後世につなげていくまちづくりを目指すため、まちづくりの基本的な事項を定めるとともに、自治の担い手としての町民の権利と役割並びに町及び議会の責務を明らかにすることを目的とします。

（自治組織への参画及び自治組織の役割）

- 第13条 町内に居住する町民は、自治組織がまちづくりや地域福祉に果たす役割や意義を認め、自治組織への加入に努めます。
- 町内に居住する町民は、自治組織の活動に積極的に参画し、協働するよう努めます。
 - 自治組織は、地域内に居住する町民に対し、活動内容等をわかりやすく説明し、活動への参画を促すよう努めます。
 - 自治組織は、地域内に居住する町民の生活に配慮しつつ、活動へ参画しやすい環境を整えます。
 - 町民、自治組織、町及び議会は、町内に居住する町民の自治組織への加入に対し、協働して促進に努めます。
 - 町及び議会は、自治組織の自主性を尊重するとともに、これらの活動を積極的に守り育てるよう努めます。

～お問い合わせ～

加入についてのお悩み、相談の窓口	経営企画室協働推進係 35-9441
「高森町の自治組織（区・常会等）への加入のお願い（確認書）」について	町民税務課戸籍住民係 35-9413
常会編成表や常会文書について	総務課行政係 35-9402

高森町の

【自治組織】

に加入しましょう！

高森町では、町民がまちづくりに主人公として関わる「町民参加のまちづくり」を進めています。このため転入された方に「高森町まちづくり基本条例」の考え方に基づいて、地域の自治組織への加入をお願いしています。これはまちづくりへの参画の基盤となっている自治組織へ加入し安心して暮らせる環境づくりを、一人ひとりの町民が知恵を出し合いながら進め、住民自治を確立していくためのものです。このパンフレットをご覧いただき、常会等への加入にご理解をお願いいたします。



高森町キャラクター
「柿丸くん」

高森町の自治組織では、こんな活動をしています！

安全で安心な生活を送るために



- 防犯・防災の取組**
- 防災計画・防災マップづくり
 - 防災訓練
 - 地域消防の活動
 - その他

快適で美しい環境づくりのために

生活環境の整備

- 河川清掃
- 道路の草刈などの管理
- ゴミの収集
- 集会施設や広場の掃除
- その他



交流とお互いの理解のために

ふれあい・交流の場づくり

- 運動会
- 夏祭り
- 各種スポーツ大会
- 敬老祭
- その他



地域の文化等への参加機会

伝統芸能や歴史文化の保全

- 春祭り
- 資料や写真の保存
- 各種伝統行事の継承
- その他



地域課題の解決や皆の声を生かすために

地域の悩みや問題の解決

- 区の総会
- 常会長会
- 地区計画の策定
- その他

